

[講師プロフィール]

山口真也(yamaguchi@okiu.ac.jp)

沖縄国際大学総合文化学部司書課程担当

日本図書館協会図書館の自由委員会委員

この資料はスライドを
抜粋したものです

第3講「図書館の自由」の基礎の基礎

－資料を自由に提供するとは？ 利用者の秘密を守るとは？
担当:山口真也

2025年2月10日(月) 10時～12時
日本図書館協会 図書館基礎講座in九州(鹿児島)

「図書館の自由」という考え方を広めていくために…

日本図書館協会は「図書館の自由に関する宣言」を1954年に採択

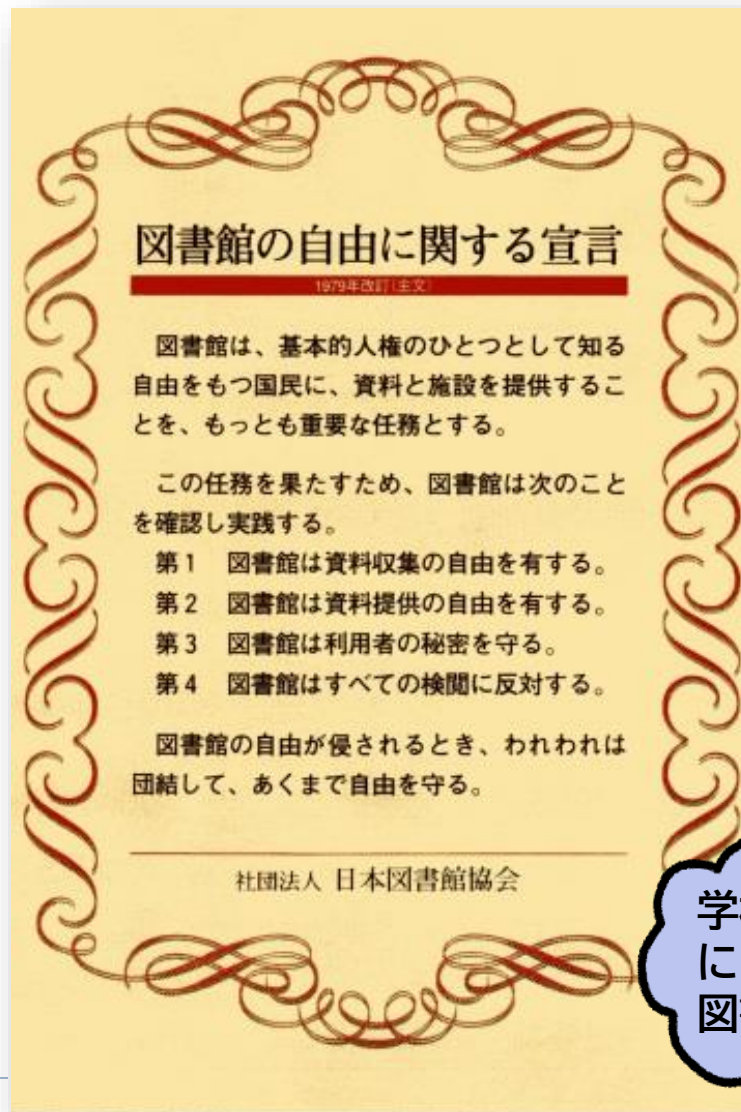
①主文

「図書館の自由」を实践
するための**4つの原則**
(任務)を明記

- ◆ 資料収集の自由
- ◆ 資料提供の自由
- ◆ 秘密の保護
- ◆ 検閲への反対



「**知る自由**」
という基本的人権を保
障する



②副文 (主文の解説文)

すべての図書館
(館種)に基本的に
妥当すると説明

学校図書館
にも、大学
図書館にも



ここで、皆さまに質問です



「日常の図書館活動を 支えていく包括的概念」 (『図書館情報学用語辞典』第5版より)

みなさんは毎日の
仕事の中でどのくら
い「図書館の自由」
「知る自由」のことを
意識しますか？

本当に
日常的なもの
になっている
でしょうか？

第一部

「日常の図書館活動を支えていく 包括的概念」

(『図書館情報学用語辞典』第5版より)

とを、もっとも重要な任務とする。

II

この任務を果たすため、図書館は次

「利用者の日々の暮らしを支える」

私たちの日々の
暮らしと図書館
の自由はどうか
かわるの？

「知る自由」
という権利に
注目！

「知る自由」とはどんな権利？
図書館の自由はなぜ大切？

みなさんはどうしますか？ — — — — — ①

もしこんな本が学校の図書館や公共図書館の児童コーナーにあったら？
利用者からリクエストがあったら？

ある男がいました。男には妾がいました。ある日、妾が怒って家を飛び出したので、男は追いかけて、**書庫に入れる？**行って何とか説得して連れ帰ることになりました。

日が暮れたので、宿を探していると、**リクエストは断る？**泊めてくれると言いました。妾と男が食事した。男たちが家に押し入ってきて、男を強姦しようとした。男は妾を代わりに差し出して難を逃れます。**悩む？**凌辱されて死んでしまいました。

翌朝、妾は男が泊まった家の前で倒れて死んでいました。男はその死体を12個に切断し、近くの町や村の長に送って、復習への助力を頼みました。そして復讐は果たされました。

みなさんはどうしますか？ — — — — — ②

自治体の長を批判する資料が寄贈されたら…？

「反論満載のうそ本」町長の発言きっかけ、町図書館で閲覧不可に

<https://www.asahi.com/articles/ASQ396VDJQ39OIPE03I.html>

▶町図書館は著者贈呈本を倉庫に入れ、これまで4件あった閲覧リクエストにも応じなかった。

▶報道後、図書館は対応を一変、寄贈を受け入れることに。

▶しかし著者は1年以上寄贈本を放置したこと、精神的苦痛を受けたとして提訴

寄贈を受ける？

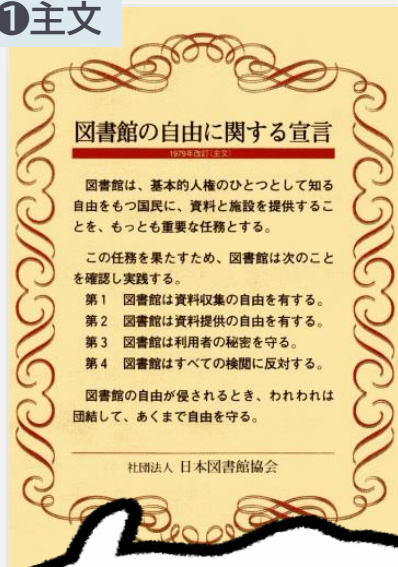
寄贈を断る？

寄贈を受けた方がいいと思うが、
現実には難しいかも？

そもそも「知る自由」とはどんな権利？ 「自由宣言」を正しく理解するためには…？

②副文(解説文)が
インターネットで公開

①主文



困った
ときは？

知る自由＝基本的人権
と書いてあるけど…
具体的にどんな権利かは
書かれていない？

主文と解説
文(副文)は
セットで！

図書館の自由に関する宣言

1954 採 択
1979 改 訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。
知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断努力によって保持されなければならない。
2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。

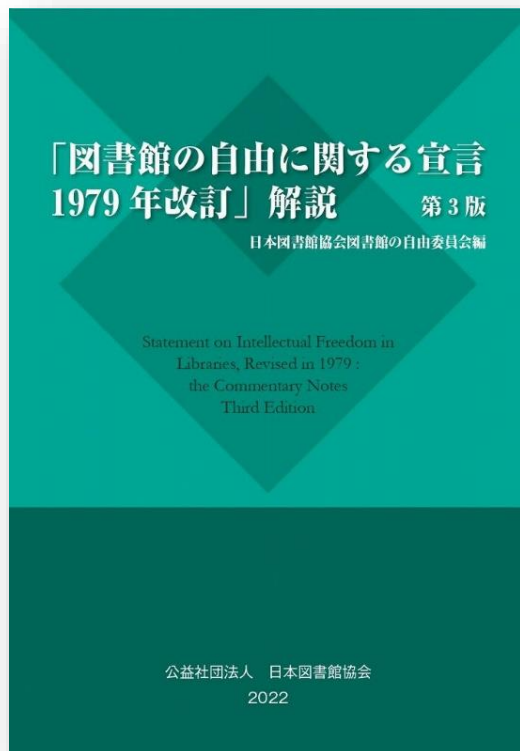
国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によって差別を受けることはあってはならない。
知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断努力によって保持されなければならない。

「知る自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的な任務とする。図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。



副文でも
解決しない
ときは？

解説書第3版をぜひ活用してください！



図書館の自由を
めぐる問題・悩み

=

いつか来た道

過去の問題を手がかりに、図書館の自由にもとづく望ましい対応を解説

自由宣言に関連する国内外の法令、
自由委員会の見解も掲載

③解説書(2022年・改訂3版が発売されました！)

「知る自由」とはどんな権利？

副文(解説文)の前文より

- ▶ 図書館は、**基本的人権**のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。
- ▶ 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この**国民主権の原理を維持し発展させる**ためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である…



知る
自由

は

基本的人権の1つ
(**表現の自由と表裏一体**)

であり、

※**政治のこと**を知らないと政治に参加できない＝「情報**民主主義**」を支える権利

国民主権の原理の
維持発展のために
不可欠な権利

だから

政治の責任主体
として必要な情
報を知る権利

= 政治的言論

を知る権利

※国民1人1人が
政治の責任主体
であるという考え
方

「利用者の日々の暮らしを支える権利」

民主主義との知る自由との関係は 図書館法からも読み取れる！

第3条7号

「時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること」

- ▶ この条文は「参政権との関係で重要な意義を有する」。なぜなら、「主権者としての国民は、選挙をつうじて代表者を政治機構に送る権限をもって」おり、「この権限を適切に行使するためだけからいっても、国民はつねひごろ、国政にかんする情報をまんべんなく入手しうる機会を持たなければならない」からである。
- ▶ 図書館法においては「法の全体を通して、もっぱら資料という語を使用している」にも関わらず、第3条7号に限っては「「時事に関する情報」といって、＜情報＞という語を使用している」。従って、「時事に関しては、新聞や雑誌の記事・論文その他のいろいろのソースから情報を集めて、図書館自身で資料をつくり印刷することもある」ということである。「今日のように大きな過渡期」にあっては特に、このような「インフォメーション・センターとしての機能は正しい世論をつくる上においても極めて必要なこと」である。

森耕一編著『図書館法を読む』補訂版，日本図書館協会，1995より

森耕一編

おすすめ

pp.9-11

日本図書館協会

図書館法を読む

補訂版

自治体の政策を批判する資料だからこそ！

みなさんの図書館ではどんな本を集めている？

政治的言論とは無関係？

これらの本と図書館の自由は無関係？

ちょっと待って！



料理の本
お弁当の
作り方

将来の仕事・職業について考える本

ミステリ
小説

病気・健康
関する本

.....

だとすれば...

「**日常**の図書館活動を支えていく」

「利用者の**日々**の暮らしを支える権利」

...とまでは言えないような気も...？

自由宣言の解説文をもう少し読み進めていくと・・・？

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発せし交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。

いっさいの基本的人権に密接にかかわる知る自由

現の自由は成立する。

知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断努力によって保持されなければならない。

2. すべての国民は、いつでも必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。

3. 図書館は、入場または利用の自由を保障され、また、その責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむものである。

Check



知る自由
の説明に
は続きが
あって…

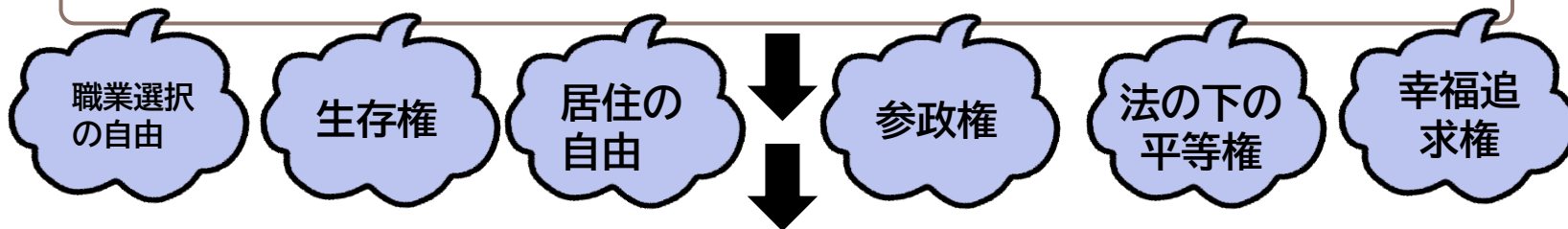
もう1つ
の意味
がある！

ほとんど
説明され
ない？

もう1つの
意味とは？

「いっさいの基本的人権に密接にかかわる知る自由」とは？

憲法ではさまざまな基本的人権が保障されている



国民がそれらの基本的人権を行使する際、
その前提として何らかの情報が必要な場合がある

情報がなければその基本的人権を行使できない

そうした情報へのアクセス権を保障することも
(条文には明記されていなくても) その基本的人権の範囲に含まれる

25条 健康で文化的な最低限度の生活の保障
(生活保護の申請を例に考えると…)

「図書館の自由に関する宣言」
1979年改訂解説 第3版
日本図書館協会の自由委員会編

p.24~
25
追加！

「知る自由」の正しい捉え方

政治的言論を
自由に知る権利

重なる部
分もある

様々な
基本的人権を
行使するために
必要な情報を
自由に知る権利

その保障は図
書館にとって
大切な仕事

「利用者の**日々の**暮らしを支える権利」

あるアメリカの学校図書館でこの本をめぐって
こんなことがありました・・・

司書がこの本に気が付いてこう校長先生に進言。「こんな本がありました、どうしますか？」

校長「こんな本があるなんてけしからん！
タイトルは？」

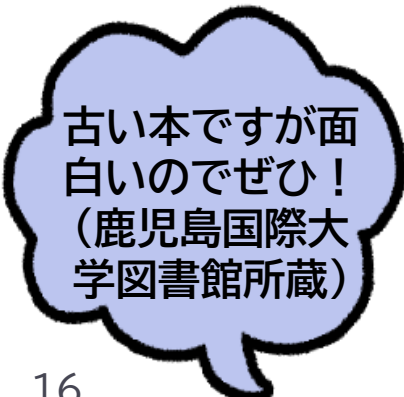
もともとこの学校では校長による検閲が横行。問題のありそうな本の撤去が次々に命じられていた。司書は困っており、**ある仕返し**を思いついた。

司書「
です」

司書「
です」

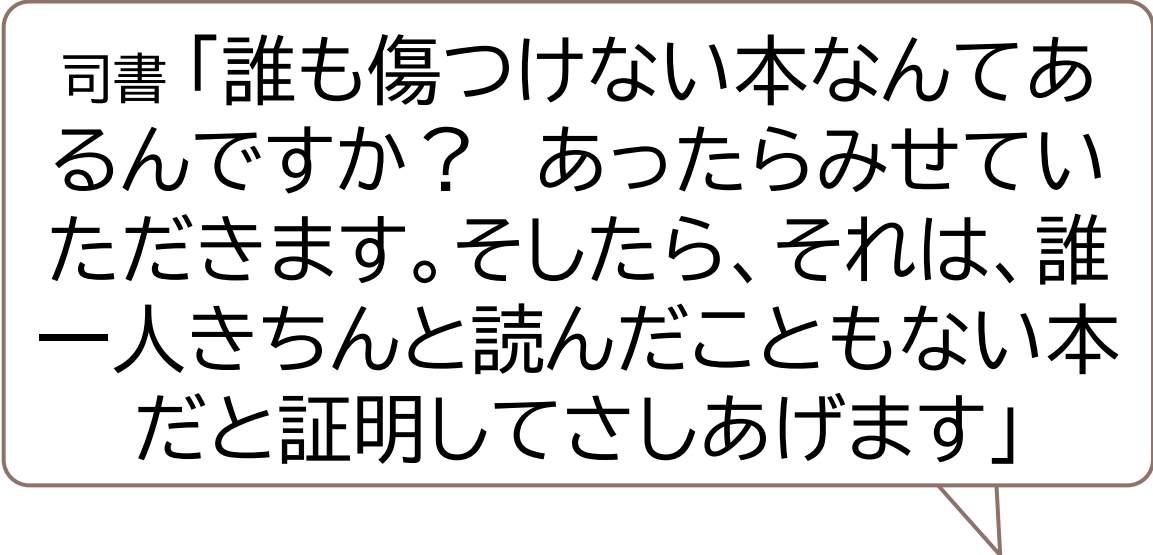
ご存じですか？

『誰だハックにいちゃもんつけるのは』（集英社, 1986）



古い本ですが面白
いのでぜひ！
（鹿児島国際大
学図書館所蔵）

16



司書「誰も傷つけない本なんてあ
るんですか？ あったらみせてい
ただきます。そしたら、それは、誰
一人きちんと読んだこともない本
だと証明してさしあげます」

どんな本でも必ず「悪い」ところがある。
そうした瑕疵（悪いところ）を理由に評価
し始めると、図書館に置ける本は1冊も
なくなってしまう。図書館員は、常に利用
する側に立って、本の良いところを積極
的に評価する専門職であるべき。

第二部

こんなときどうするか？
図書館の自由を
どう実践するか？

資料を自由に提供するとは？

利用者の秘密を守るとは？

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

社団法人 日本図書館協会

みなさんはどうしますか？ — — — — — ③

どうしていますか？

- ▶ ある本が、出典を明記しない無断引用(盗用)があったと訴えられ、その後、本来の著者を名乗る人物(A)から、出版社と和解をしたということで、和解調書のコピーとともにその本の利用制限(貸出・閲覧・複写禁止)を求める要請書が図書館宛に送られてきました。
- ▶ 出版社に問い合わせたところ、和解したので裁判は終了している、差し替え版は発行しない、返金を希望する場合は対応する、Aが各図書館へ利用制限を要請することは妨げないが、出版社としては図書館への要請はしない、とのこと。

盗用＝著作権の問題がありそう？

生成AIの登場で著作権をめぐる出版問題が複雑に、増加傾向？

みなさんはどうしますか？ — — — — — ③ どうしていますか？

生成AIな
どで問題が
増加、複雑
化？

- ▶ ある本が、出典を明記しない無断引用(盗用)があったと訴えられ、その後、本来の著者を名乗る人物(A)から、出版社と和解をしたということで、和解調書のコピーとともにその本の利用制限(貸出・閲覧・複写禁止)を求める要請書が図書館宛に送られてきました。
- ▶ 出版社に問い合わせたところ、和解したので裁判は終了している、差し替え版は発行しない、返金を希望する場合は対応する、Aが各図書館へ利用制限を要請することは妨げないが、出版社としては図書館への要請はしない、とのこと。

①利用制限要請に応じる

②貸出も閲覧もできない資料を持っていたとしても仕方がないので、出版社に返金してもらう

③わからない

④そのほか

①著作権侵害が問われただけでは制限しない！

利用制限を行うための法的な必要性が生じる要件・・・

①著作権侵害の判決が
確定していること
(裁判所が事実認定していること)

p.43～
44

著作権を
侵害された！

利用制限

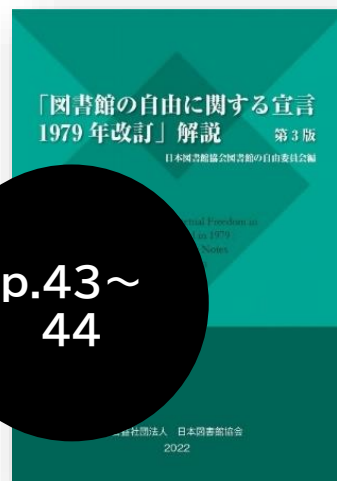
=

知る自由の
制限・侵害

法的な根拠がないのに
制限はできない！
利用者に説明できない！



②判決が確定しているだけでは制限しない！



①著作権侵害の判決が
確定していること



へー、著作権
侵害が確定し
たんだー

じゃあ、うちの
図書館も利用
を制限しない
と💧

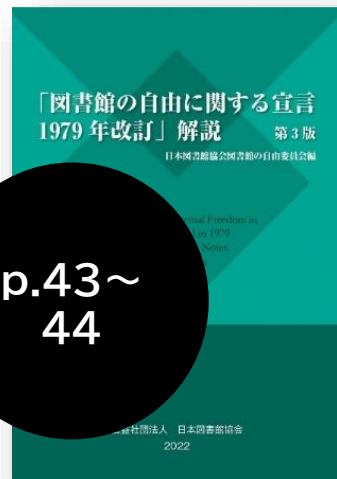
NG

+

②権利者から利用制限の要請が
図書館に対して直接あること

権利者は図書館で
の利用を問題視し
ないこともあるの
で...

③利用制限＝利用停止ではない！



①著作権侵害の判決が
確定していること

+

②権利者から利用制限の要請が
図書館に対して直接あること



制限の根拠法
となる113条
では…

貸出・複写のみ制限される
閲覧・朗読は通常通り可能

④和解調書の取り扱いに注意！

①著作権侵害の判決が確定していること

=

著作権侵害の事実が和解調書に記載された場合も含む

+

②権利者から利用制限の要請が図書館に対して直接あること

和 解 調 書	
事 件 の 表 示	令和2年
期 日	令和2年
場 所	東京高等裁判所第14民事部和解室
受 命 裁 判 官	
裁 判 所 書 記 官	
出 頭 した 当 事 者 等	第1審原告代理人 第1審被告代理人
	手 続 の 要 領 等
当事者間に次のとおり和解成立	
第1 当事者の表示	別紙当事者目録記載のとおり
第2 請求の表示	請求の趣旨及び原因は、原判決（横浜地方裁判所川崎支部平成30号事件）記載のとおりであるから、これを引用する。
第3 和解条項	別紙和解条項記載のとおり
裁判所書記官	

和解は判決と同じ扱いでいいの？

貸出・複写は制限せざるを得ない・・・？

和解調書が届いても慌てずに… 内容をしっかり確認しよう！

和 解 調 書	
事 件 の 表 示	令和2年
期 日	令和2年
場 所	東京高等裁判所第14民事部和解室
受 命 裁 判 官	
裁 判 所 書 記 官	
出 頭 し た 当 事 者 等	第1審原告代理人 第1審被告代理人 手 続 の 要 領 等
当事者間に次のとおり和解成立	
第1 当事者の表示	別紙当事者目録記載のとおり
第2 請求の表示	請求の趣旨及び原因は、原判決（横浜地方裁判所川崎支部平成30年 号事件）記載のとおりであるから、これを引用する。
第3 和解条項	別紙和解条項記載のとおり 裁判所書記官

著作権侵害の事実認定がなされる前に和解に至るケースも

⌘

①著作権侵害の判決が確定していること

||

貸出も
複写も
閲覧もOK

制限する法的な
根拠がない！

知る自由の
侵害！

図書館には出版社から様々な要請が届く？

著作権侵害以外にも…

どこが問題なのか、なぜ回収・制限してほしいのか、理由が明かされないケースも？

❏ 理由もわからないのに出版社の要請に応じてよいの？ 知る自由の侵害？

❏ 理由は明らかにされているが、そもそも出版社の要請に応じる法的な義務はあるの？

人名の
記載ミ
ス？

内部文書
の流出？

重大な
誤表記？

タイトが商
標権を侵
害！

被差別部
落の旧地
名掲載

自由委員会の見解もぜひ参考に！



日本図書館協会 > 委員会 > 図書館の自由委員会 > [こんなとき、どうする？](#) > 出版者から回収・差替

出版者から回収・差替えの要求があったとき

出版物に問題があるとして、出版者から図書館へ該当出版物の回収・差替えの要求があったとき、図書館ではどのように対応しておられますか。

委員会
サイト

「出版者から回収・
差替えの要求があっ
たとき」

(2017/08/09 改訂版掲
載)



日本図書館協会 > 委員会 > 図書館の自由委員会 > [こんなとき、どうする？](#) > 著作権侵害を理由と

著作権侵害を理由とする利用制限についての基本的な考え方

近年、図書館にあてて、未公開資料の無断掲載、出典を明記しない無断引用といった著作権侵害を
するいは関係者を名乗る個人からの利用制限を求める要望が届くケースが増えています。

「著作権侵害を理由
とする利用制限につ
いての基本的な考え
方」

(2024/9/14掲載)



みなさんはどうしますか？ — — — — — ④

- ▶ 私の図書館では、長期延滞者が非常に多く、連絡が取れなくなるケースもあるため、今年の1月から、新規の利用登録時に**本人以外の連絡先を必ず登録**してもらうことになりました。図書館の自由の観点からみて問題はないでしょうか？

■皆さんの図書館ではどうでしょう？

①18歳未満のみ本人以外の連絡先登録が必要

②すべての利用者ついて登録が必要

③登録は一切不要

④わからない

「図書館の自由」の観点からみて気になるのは？

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する。



第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーである。
ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認し、
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実を保護し、
3. 利用者の読書事実、利用事実、図書館が業務上知り得た利用者の秘密を守らなければならない。

秘密を日常的に漏らしているわけではないし…

そもそも本を返さない方が悪くない？



注意

自由宣言をよく読んでみると…
秘密を「漏らさない」ではなく「

」となっている？

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。
ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

秘密



「漏らさない」ではなく、あえて「守る」が使われているとすると…

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。
ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

守る = 漏らさない

+

???

???

???

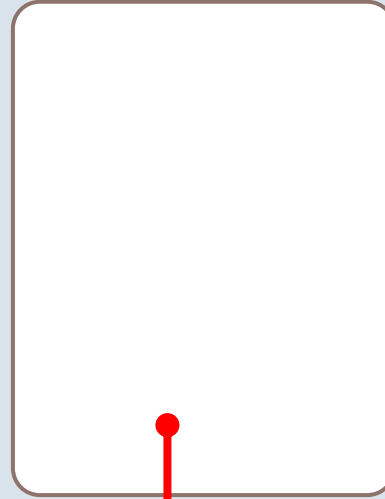
日々のサービスの中で
見落としやすい？

「漏らさない」ための具体的な方法＝

守る＝

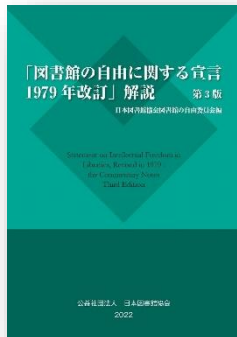
漏ら
さない

＋



？
？
？

？
？
？



p.86 「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」、「貸出記録は、資料が返却されたら速やかに消去」

p.46 「個人の読書記録の集積がその人の読書傾向であり、これが思想傾向と同一視されるならば明らかに思想調査につながるといわなければならない」(＝思想信条に関する情報は個人情報保護条例にて収集が原則禁止されている)

残っている限り、情報流出のリスクが生じる。
不要な情報は残さない方がよい。

漏らさない、残さないだけでいいの？ 利用者の秘密を守るためにもう一つ大事なことは・・・？

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。
ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

守る=

漏ら
さない

+

残さ
ない
(消去
する)

?
?
?
?

貸出記録を外部に漏らさなければ、あとは何をしてもいいの？ 知る自由は保障できる？ 解説書には・・・



「(貸出記録などは…)いずれも利用者のプライバシーに属することであり、(中略) 本人の許諾なしには、他の人にたとえ保護者・家族であっても知らせたり、**目的外に使用することは許されない**」(p.45)

もしもこんな図書館があったら・・・

目的外
利用っ
て？

(柴門ふみ『女ともだち』第2巻、双葉社より)

この図書館員は外部に貸出記録を漏洩はしていない。でも「読書の自由」「知る自由」は侵害しているのでは？

読書記録・貸出記録の**目的外利用**とは？

- ▶ 貸出サービスにおいて、誰が何を借りたか、を図書館が把握する目的は、「財産の管理」であって、「利用者の管理」ではない。×利用者の精神分析・プロフィール
- ▶ よって、貸出記録を覗き見て、その人がどんな人物かを**積極的に想像**したり、職員同士で**噂話**をしたりするようなことは目的外利用に当たる。

ご家族が
がんなの
かしら…

そういえば
最近ご主
人を見か
けない
ね…ヒソ
ヒソ

体形のこ
とを気に
してるん
だ…

食べて瘦
せような
んて図々
しい…

利用者の秘密を「守る」のための4つ目のキーワード

本人以外の
連絡先登録？

守る=

漏ら
さない

+

残さ
ない
(消去
する)

+

目的
外に
使用
しない

+





3 不当な差別的取扱いの禁止 (一部抜粋)

(4)図書館における社会的障壁の一例(合理的配慮または基礎的環境整備で対応するものの例)

- ⑧新規登録の申し込み用紙に性別欄があり、その記入が必須になっている。
- ⑨図書館カードに性別欄がある。

4 合理的配慮

(8)規則・ルール of 修正

図書館サービスの規則やルールは、障害者を意識せずに作られてきたものがほとんどで、それにより社会的障壁につながっているものがある。障害者からの依頼を受ける前に、全体を見直し、規則・ルール等を修正することが望ましい。ただし、指摘を受けるまで気づかないこともあるので、その場合なるべく早く修正する。(修正が難しい場合は少なくとも合理的配慮で対応する)

例 新規利用登録用紙の性別欄→性別欄を削除するか、記入を任意としそのことを明記

性別情報以外にも、その情報を収集されることに違和感を持つ利用者もいる？

受付年月日	令和 年 月 日	受付職員	新規・変更		
フリガナ	姓	名	生年月日	SHR	年 月 日
名前	姓	名	性別	男・女	
電話番号	自宅	携帯			
E-mail	@				
住所	〒 () 丁目 番 号				
	(団地) 棟 号				
	借書 □学生証 □その他 ()				
	住所を証明できるものが必要です				

性別以外にも登録用紙にはたくさんの記入欄が…

TEL メール	予約・リクエスト用紙			予約開始日	～ / 迄	～ / 迄	キャンセル
本・1冊につき、リクエスト用紙・1枚にご記入下さい。 ※太枠線内のみご記入ください。				連絡日	/	/	/
					本・伝・留・M (:)	本・伝・留・M (:)	/
				市内・広域			
フリガナ	姓	①	名	利用カード			
利用者氏名				番号			
連絡先	E-Mail アドレス登録 ☐ あり ☐ なし						
※電話連絡の場合、ご家族や留守番電話へ書名等をお伝えしてもよろしいですか？ ☐ はい ③ ☐ いいえ							
注：予約された本人が「本人のカード」を 連絡後、1週間以内に取りに来られない *****							

貸出カードの申請書以外にもたくさんの申込用紙が…

その情報を集めることは**多様な**利用者の図書館利用の制限につながっていないか、再点検！

「本人以外の連絡先」についても同様では？

収集されることに違和感を持つ利用者もいる？

必要以上に情報を集めることは図書館を利用する権利の制約につながる(部分もある)のでは？

その情報、本当に必要ですか？
他に問題を解決する方法はありませんか？



「プライバシー保護ガイドライン」 (日本図書館協会 2019年5月策定)



4. 収集した情報の管理

図書館が管理する個人情報と利用情報は、図書館が提供するサービスのために収集する。図書館は、どのような個人情報と利用情報が収集されるかを把握し、**必要最小限の情報を必要最短期間保持することを原則**としなければならない。

みなさんはどうしますか？—————⑤
こんな制度があることをご存じですか？

- ▶ 個人情報保護法の改正により、私が働く図書館でも、匿名加工情報の提案を行うことになったのですが、利用者の登録情報や資料の利用状況を提案募集の対象としてもよいのでしょうか？

■匿名加工情報の提案募集制度について

①勤務図書館でも提案募集を行っている。

②勤務館では提案募集を行っていない。

③勤務館では提案募集を行っているかどうかわからない。

④制度そのものを知らない。

Point!



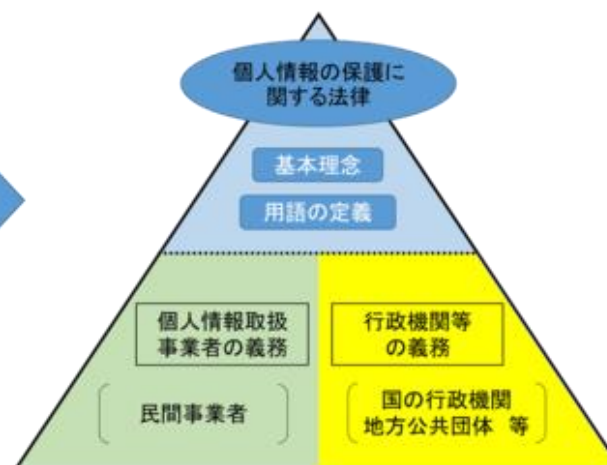
2023年4月から個人情報保護制度が大きく変わりました！

- ▶ 国、独立行政法人、都道府県、市町村、民間ごとに分かれていた法律・条例が「改正個人情報保護法」の下に一元化。
- ▶ 「新たな産業の創出」と「活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現」に資することを目指して、個人情報の**利活用**が求められることに。

【現在】



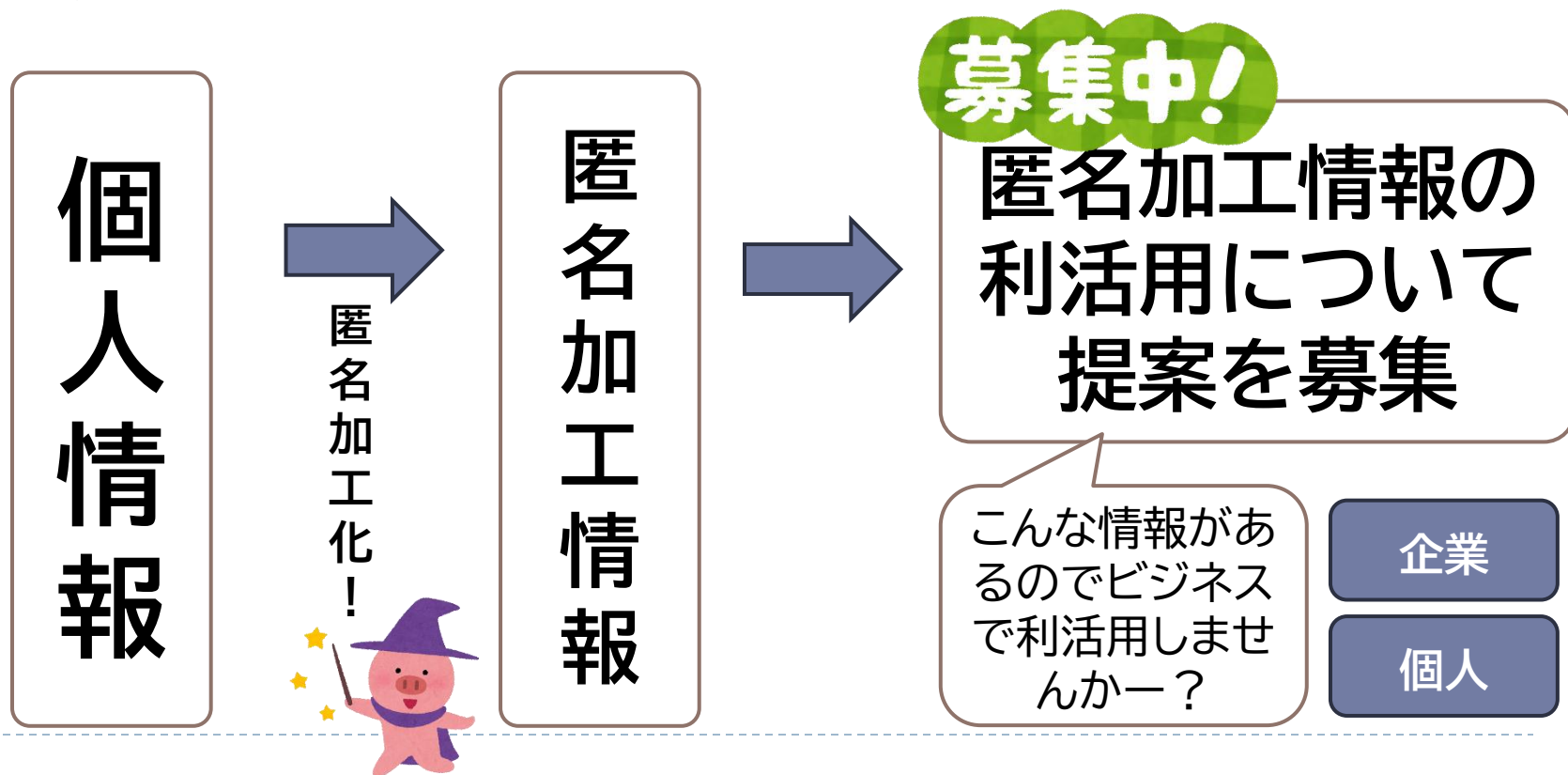
【令和5年度～】



改正個人情報保護法の図書館への影響は？

匿名加工情報の提案募集？

- ▶ 国、都道府県や指定都市に自治体への導入が義務付けられているものが「行政機関等匿名加工情報の提案募集」。



ところで、宣言の副文では・・・匿名ならよい？

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。
ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

秘密

=

プライバシー

匿名加工情報は特定個人の情報ではないので、それを活用しても自由宣言には反しない？

「**個人**や家庭内の**私事・私生活**。それが他人から**干渉・侵害**を受けない**権利**」
（「デジタル大辞泉」小学館より）

「個人情報」と「非個人情報」の線引きは意外に難しい？

2023年のA社の
従業員(51人)の平均収入は
800万円

≠ 個人情報？

= 個人情報

2024年のA社の
従業員(50人)の平均収入は
799.9万円

差分
攻撃？

2023年末に退職したA氏の収入は差分により805万円と計算できる！

匿名加工化は個人情報を利用することの免罪符になる？

- ▶ 匿名加工化の基準は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(個人情報保護委員会)等に定められている。
- ▶ しかし、具体的にどのような加工を施せば個人を識別できない状態になるのか、定量的な基準は示されておらず、グレーゾーンが存在するという指摘もある。
- ▶ 「匿名加工化は個人情報の利活用における免罪符になる」とみなすことは時期尚早では？



第三部

まとめ・図書館の自由は
守るべきものなの？



図書館の自由に関する宣言

1979年改訂(本文)

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する。

第2 図書館は資料提供の自由を有する。

第3 図書館は利用者の秘密を守る。

第4 図書館は検閲に反対する。

自由宣言は
法律では
ない？

守らなくて
もよいの？

みなさんはどうしますか？—————⑥
こうした経験はありませんか？

- ▶ 新しく着任した行政職の管理職が、入り口の目立つ場所に貼ってある自由宣言のポスターを見て、「公務員は法律に従うべき。こんな民間の団体が作ったガイドラインを大事にするなんておかしい。ポスターをはがすべきだ」と言いました。どう対応すればよいのでしょうか？

①ポスターは絶対にはがさない

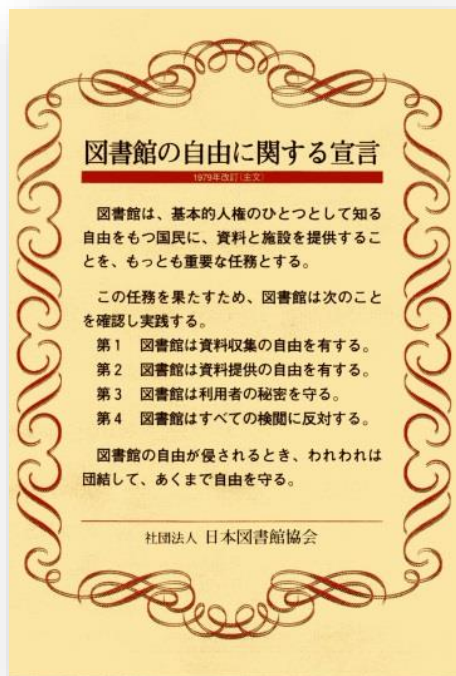
②はがしたくないけど、説明が難しい

③ポスターをはがす

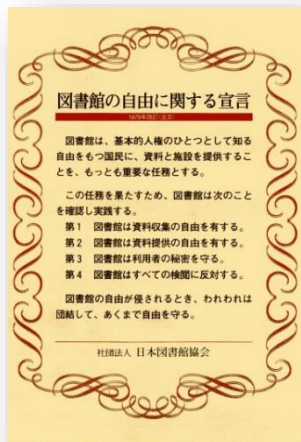
④そのほか

ところで・・・みなさんはこんな言葉を聞いたことがありますか？

自由宣言 は 図書館界の「 」？



「自由宣言」はなぜ「図書館界の憲法」と呼ばれるの？



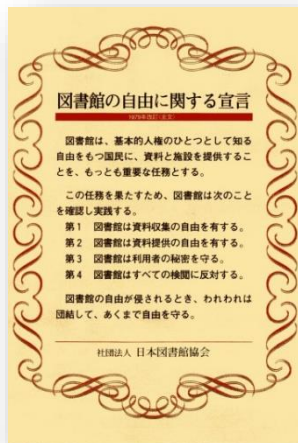
憲法のようなもの？
(比喩表現)

= 憲法と同じくらい大切なもの？

間違いでは
ありません
が、少し一面
的かも？

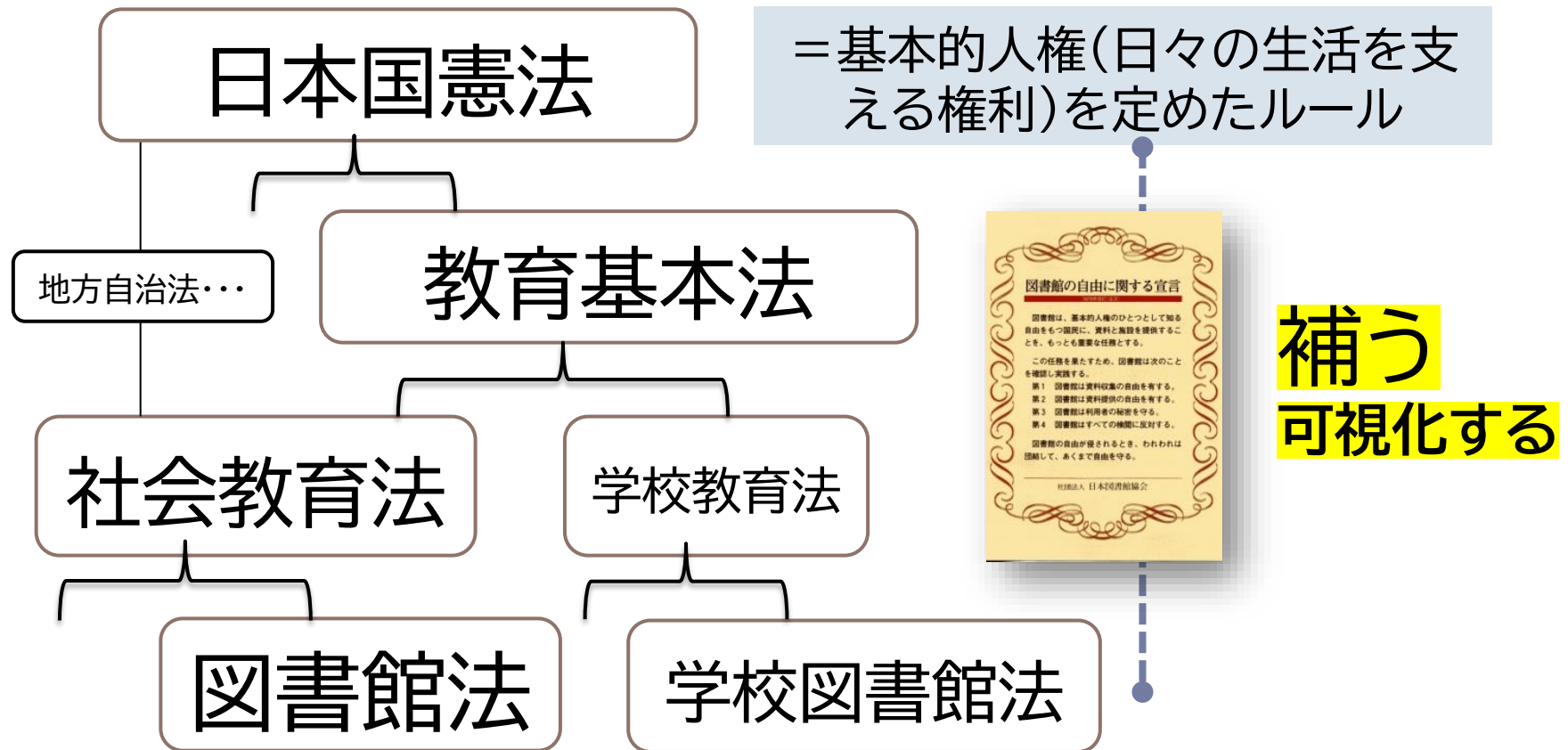
もう一つの大切な意味があることを
理解しましょう！

「自由宣言」が「図書館界の憲法」と呼ばれる もう一つの理由とは・・・？



憲法が図書館（図書館員）に求めていることが
まとめられている！

自由宣言と法律との関係はこんなふうに説明することもできます



最新のできごとは自由委員会のサイトでチェック

[検索](#)[交通案内](#)[日本図書館協会の見解・意見・要望](#)[会員向けサービス](#)[ホーム](#)
Home[JLAについて](#)
about JLA[図書館について](#)
about Libraries[部会](#)
Divisions[委員会](#)
Committees[JLA会員](#)
Membership[日本図書館協会](#) > [委員会](#) > 図書館の自由委員会

図書館の自由委員会

図書館の自由委員会は、図書館の自由を守り、広げる責務を果たすため、次のことを行う。

- (1)「図書館の自由に関する宣言」及び「図書館員の倫理綱領」の趣旨の普及並びに維持発展
 - (2)図書館における知的自由を侵害し、又は侵害する恐れのある事実の情報収集、調査研究及び必要な場合の意見表明
 - (3)会員、地域図書館団体又は活動部会の求めに応じた調査研究の成果の提供及び発表
- 研修会の開催についての相談にも応じています。事務局または委員までご連絡ください。

最新のできごとの
情報提供・注意喚起
も

過去の事例にもと
づくQ&Aも役立
つ！

お知らせ

新着 『戦争と図書館―戦時下検閲と図書館の対応:第109回全国図書館大会講演録』（JLA Booklet no.17）を刊行しました。[こちらから注文いただけます。](#)（2024/9/13）

新着 「図書館の自由に関する宣言」はがきのデザインをリニューアルしました。手軽に活用いただけるよう、10枚100円で販売しています。[こちらから注文いただけます。](#)（2024/9/13）

ニュースレターで最新の情報を入手！

『図書館の自由』 ニュースレター電子版のご案内

「図書館の自由」ニュースレターは、図書館の自由に関する問題や知的自由・表現の自由に関する問題を取りあげて、情報交換や問題点を提起、また関連した新聞・雑誌記事を紹介しています。

1980年の創刊号から最新号までの目次をこちらに掲載しています。

配信希望の方は、下記により電子メールでお申込みください。

発行概要

編集・発行：（公社）日本図書館協会 図書館の自由委員会

刊行頻度：年4回（不定期）

購読料：無料

発行形態：PDFファイルのメール送信（本サイトにも掲載します）

申込方法

受信を希望するメールアドレスから、電子メールにてご連絡ください。

宛先：nljiyujla★yahoo.co.jp（★を@にかえてください）

件名：「新規配信希望」としてください。

本文：個人の場合は「氏名・所属等（任意）」を、団体の場合は「団体名・担当係（者）名」をご記入ください。

※受信希望アドレスから送信できない場合は、本文中に受信希望アドレスをご記入ください。

※2営業日以内に受領のご連絡をしますので、返信のない場合はお手数ですが再度ご一報ください。

※読み上げソフト利用の都合などでword形式をご希望の方はお知らせください。



3か月に1度発行。最新のできごとの動向・経緯、自由委員会の見解をまとめて確認できます。出来事を知るための関連資料リストも充実。

購読
無料

本日はありがとうございました

[講師プロフィール]

山口真也(yamaguchi@okiu.ac.jp)

著書：『図書館ノート—沖縄から「図書館の自由」を考える』(教育史料出版会, 2016)、『情報サービス論—情報と人びとをつなぐ図書館員の専門性』(ミネルヴァ書房, 2018, 共著)、『学校司書のための学校図書館サービス論』(樹村房, 2021, 共著)、『塩見昇の学校図書館論—インタビューと論考』(日本図書館研究会, 2023, 共著)

[イラストはこちらからお借りしました]

●「かわいいフリー素材集 いらすとや」

https://www.irasutoya.com/2013/10/blog-post_3448.html